

地域主権改革の権限移譲により制定する「(仮称)世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」の骨子案について

(付議の要旨)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により改正された介護保険法に基づき制定する「(仮称)世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」(以下「条例」という。)の骨子案を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により、介護保険法の一部改正が行われ、従来、国の省令で定めていた介護予防支援( )に関する基準について、指定権者である区市町村の条例で定めることとなった。

条例で定める基準については、厚生労働省令により示された「従うべき基準」と「参酌基準」によることとされている。

条例制定に当たっては、現在の介護予防支援の業務の継続性を担保し、他法令との整合を図る必要があることから、厚生労働省令の内容を基本とする予定である。この度、条例制定に先立ち、現在の基準である厚生労働省令の内容を基本にした区条例の骨子案を取りまとめたので、報告する。

介護予防支援事業

「介護予防支援」とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うことをいう。なお、介護予防支援事業者の指定は、介護保険法第115条の22の規定に従って、地域包括支援センターの設置者の申請により区市町村長が介護予防支援事業所ごとに行う。

2 条例制定に当たっての基本事項

条例制定に当たっての基準は厚生労働省令で定められているが、当該基準は、以下の2つの類型に分類される。

従うべき基準

(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。厚生労働省令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能。)

従業者に係る基準及びその員数、管理者

サービスの適切な利用・適切な処遇・安全の確保、秘密の保持等

## 申請者の要件

### 参酌基準

(厚生労働省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される)

### 従うべき基準以外の事項

(設備基準、記録の整備 ほか)

## 3 条例制定による影響等

現行の基準では、指定介護予防支援の事業は、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することや、担当職員は、住民による自発的な活動によるサービスの情報を利用者等に提供すること等、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付対象サービス以外のサービスを含めて総合的かつ目標志向的な計画を作成するよう求めている。今般の介護保険制度の改正では、要支援者に対する介護予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)について、地域支援事業である介護予防・生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に見直されることとなったが、指定介護予防支援の事業においては、上述の規定により、総合事業の開始に際しても、現行の基準で対応可能である。

よって、厚生労働省令の基準に沿って区条例を制定し、介護予防支援事業の円滑な運営を図ることとする。

## 4 条例の骨子案

別紙「(仮称)世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例(骨子案)」のとおり

## 5 区民意見募集の実施

- ・ 期間 平成26年9月15日(月)から10月6日(月)まで
- ・ 周知方法 ホームページ、広報紙、FAX情報便(事業者向け)
- ・ 内容 区条例の骨子案について区民意見を募集する。

## 6 今後の予定

平成26年9月	3日	福祉保健常任委員会報告(骨子案)
	9月15日	区民意見募集(10月6日〆切)
平成27年1月	14日	政策会議(条例案)
	2月4日	福祉保健常任委員会報告(条例案)
	24日	平成27年第1回定例会
	4月1日	条例施行